

【第3号議案】

平成24年度役員選任の件

理事(副会長) 池田駿介、理事 橋谷元由、並木雅俊、村上 章、川島信之 および監事 観音立三の各役員の任期満了による退任に伴い、次の新任役員を選任する。

職務	氏名	所属	代表部門	推薦正会員
理事	(ナカ シンイチ) 中尾 真一	工学院大学 教授 公益社団法人化学工学会 前会長		日本工学会理事会
理事	(イシ ユミオ) 石井 弓夫	(株)建設技術研究所 相談役 日本工学会国際委員会委員長		日本工学会理事会
理事	(イキ マリ) 位野木万理	東芝ソリューション(株)IT 技術研究所 室長、同学会理事	1	一般社団法人 情報処理学会
理事	(ヨダ テルヒコ) 依田 照彦	早稲田大学 理工学術院 教授 同学会理事	4	公益社団法人 土木学会
理事	(トザワ ヨシフミ) 戸澤 洋一	公益社団法人化学工学会 理事・事務局長	6	公益社団法人 化学工学会
監事	(コジマ アキラ) 小島 彰	社団法人日本鉄鋼協会 専務理事 日本工学会新法人移行準備委員長	全 (2)	社団法人 日本鉄鋼協会

なお、任期は平成26年度定時総会の終了時までとする。

公益社団法人 日本工学会定款施行規則 (抜粋)	
第4章 役員候補者の選考	
(役員候補者)	
第12条 理事会は役員候補者を選考し、社員総会に提出しなければならない。	
(理事候補者の選考方法)	
第13条 理事候補者は次の方法によって決める。	
(1) 正会員の推薦による候補者	
本会正会員を基礎、鉱業金属、機械、構造、電気、化学の6部門に類別し各部門ごとに互選により理事候補者推薦学会1を決め、その学会が候補者を推薦する。	
(2) 理事会推薦による候補者	
理事会は候補者若干名を選考することができる。	
(監事候補者の選考方法)	
第14条 監事候補者は正会員の互選により、監事候補者推薦学会1を決め、その学会の推薦によって決める。ただし、理事会候補者推薦学会は監事候補者推薦学会となることができない。	
第5章 代表理事、業務執行役員の選定	
(代表理事、業務執行理事の選定方法)	
第15条 社員総会で選出された理事は、社員総会終了時までに理事会を開催、会長、副会長を選定し当該社員総会に報告する。	
(理事の担当職務)	
第16条 理事の担当職務は、別に理事会の定めるところによる。	

【参考】

1. 平成 24 年度役員一覧（新任役員は*印で示す。）

役 職	氏 名	勤務先・役職名	推薦学協会
会 長	柘植 綾夫	芝浦工業大学 学長	日本工学会理事会
副会長	広崎膨太郎	日本電気株式会社 特別顧問	日本工学会理事会
理 事	中尾 真一 *	工学院大学 教授	日本工学会理事会
理 事	石井 弓夫 *	株式会社建設技術研究所 相談役	日本工学会理事会
理 事	小溝 裕一	大阪大学 接合科学研究所 教授	一般社団法人溶接学会
理 事	窪塚 孝夫	公益社団法人自動車技術会 常務理事	公益社団法人自動車技術会
理 事	荒川 薫	明治大学 理工学部情報科学科教授	社団法人電子情報通信学会
理 事	位野木万理 *	東芝ソリューション株式会社 IT 技術研究所 室長	一般社団法人情報処理学会
理 事	依田 照彦 *	早稲田大学 理工学術院 教授	公益社団法人土木学会
理 事	戸澤 洋一 *	公益社団法人化学工学会 理事・事務局長	公益社団法人化学工学会
監 事	内山 隆	富士通研究所 顧問	一般社団法人 日本ロボット学会
監 事	小島 彰 *	社団法人日本鉄鋼協会 専務理事	社団法人日本鉄鋼協会

2. 平成 24 年度評議員名簿（新任評議員は*印で示す。）

氏 名	現 職	推薦正会員
川島 一彦	東京工業大学大学院理工学研究科土木工学専攻教授	日本工学会理事会
長井 寿	独立行政法人 物質・材料研究機構 中核機能部門長	日本工学会理事会
橋谷 元由 *	社団法人化学工学会人材育成センター部長	日本工学会理事会
山本 貢平	(財)小林理学研究所 常務理事所長	社団法人日本音響学会
渡辺 紀徳	東京大学 教授	公益社団法人 日本ガスタービン学会
小林 茂広	住友大阪セメント(株)取締役常務	公益社団法人 日本コンクリート工学会
新谷 幹夫	東邦大学理学部 情報科学科 教授	一般社団法人 画像電子学会
小林 範久	千葉大学大学院融合科学研究科教授	社団法人電気化学会
剣持 庸一 *	公益社団法人日本工学教育協会 専務理事	公益社団法人 日本工学教育協会
熊井 真次 *	東京工業大学大学院 総合理工学研究科材料物理学 専攻 教授	公益社団法人 日本鑄造工学会
中村 保 *	静岡大学 特任教授	社団法人 日本塑性加工学会
渡部 雄一 *	社団法人照明学会 事務局長	社団法人照明学会
平田 靖 *	株式会社ブリヂストン 環境推進本部 本部長	社団法人日本ゴム協会

公益社団法人 日本工学会定款施行規則（抜粋）

第 18 条 本会は会長の諮問に応じる機関として評議員会をおくことができる。

2 評議員の選出及び委嘱については理事会の議を経て別に定める。

平成 24 年度評議員候補者は、正会員（理事、監事候補者推薦学会を除く。）と理事会推薦による候補者から選考した。（旧細則による候補者選考方法と同様。）